

住宅改修工事に伴う 固定資産税減額のお知らせ

既存住宅で自己負担分50万円を超える下記の改修工事を行った場合、申請により固定資産税が減額されます。改修工事完了後3か月以内に税務課固定資産税担当まで申請してください。

※各改修工事の内容にも要件があります。

住宅耐震改修工事



改修した翌年度分の固定資産税額が2分の1減額(1戸あたり120㎡相当分まで)されます。

【主な要件】

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ②平成30年3月31日までに改修工事が完了した住宅

省エネ改修工事



改修した翌年度分の固定資産税額が3分の1減額(1戸あたり120㎡相当分まで)されます。

【主な要件】

- ①平成20年1月1日以前に建築された住宅
- ②平成30年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の面積が50㎡以上の住宅

バリアフリー改修工事



改修した翌年度分の固定資産税額が3分の1減額(1戸あたり100㎡相当分まで)されます。

【主な要件】

- ①新築された日から10年以上を経過した住宅
- ②平成30年3月31日までに改修工事が完了した住宅
- ③改修後の面積が50㎡以上の住宅
- ④65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかの方が居住

【お問い合わせ・申請先】

市税務課固定資産税担当(市役所1階)
☎32・2115 / FAX 33・3401
Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.lg.jp

介護予防のための生活機能評価のご案内

— 対象者の方に基本チェックリストを送付します —

生活機能評価とは、65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない方を対象とした介護予防検査のことで、年齢とともに現れる心や身体の衰えといった生活機能の低下を早期に発見するために実施するものです。

介護予防の必要性や介護予防プログラムへの参加の可否についての判定が行われますので、ご自身の健康状態を確認する良い機会となります。

【対象者】

- ◎平成28年4月以降に65歳になられた方
- ◎平成27年6月以降に小松島市に転入した65歳以上の方

※介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方は対象外です。

【実施方法】

対象者の方に介護福祉課から基本チェックリストを送付しますので、ご自身で質問(25問)にお答えいただき、同封の返信用封筒に入れて返信してください。

後日、生活機能評価の結果により、皆様に適した介護予防教室をご案内します。

※基本チェックリストは、平成28年4月～8月に65歳になられる方は7月下旬に、平成28年9月以降に65歳になられる方は誕生月の前月の下旬に送付します。

【お問い合わせ先】

市介護福祉課介護・ながいき担当
(市役所1階⑧番窓口)
☎32・3507 / FAX 35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

